

豊明市立三崎小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

(1) いじめについての基本的な認識

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るとの認識のもと、いじめは人間として絶対に許されるものではないという共通認識をもって対処していかなければならない。また、いじめられている児童の立場に立った親身な指導を行うとともに、家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

(2) 学校のいじめに対する基本姿勢

いじめをなくすためには、日頃から、個に応じた分かりやすい授業を行うとともに児童理解に努め、児童が楽しく学びつつ、生き生きとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

いじめが発生した場合には、いじめられている児童の立場に立った親身の指導を、学校全体での共通理解のもとで行っていく。また、必要に応じて関係諸機関と連携して、適切に対処する。

(3) 育てたい児童の力とそれに対する教師の役割

- 元気に挨拶し、思いやりのある子の育成に努める
 - ・ 道徳教育の充実 (生命の尊重、善悪の判断、友情等の指導)
 - ・ 人権教育の充実 (LGBT 研修を踏まえた多様性の認知)
 - ・ 元気な挨拶の率先指導(朝・帰り、授業の開始・終了時等)
 - ・ 児童会が主体となった思いやりの心を育てる活動への支援
 - ・ 読書指導の充実 (ベーシックタイム、読書月間・旬間)
 - ・ 縦割り班活動の充実(通学団、清掃、読み聞かせ、児童集会等)

- 気づき、考え、進んで学ぶ子の育成に努める
 - ・ 誰もが分かる授業、満足する授業の工夫・改善
 - ・ 学習のルール・反復練習の重視、ベーシックタイムの活用
 - ・ 問題解決的な学習過程を重視し、考える力を養う授業づくり
 - ・ 言語活動の充実を図る研究を推進
 - ・ 家庭学習の習慣化(学年×10分を基本)

- 心やからだを鍛え、ねばり強い子の育成に努める
 - ・めあてをもち、主体的に運動に取り組む児童の育成
 - ・文化的体育的行事・活動の充実(運動会、長距離走記録大会)
 - ・健康教育の充実(安全・保健・食に関する指導)
 - ・防災教育の推進(暴風雨、火事、地震、不審者)
 - ・教育相談活動の充実(ふれあい月間、スクールカウンセラーとの連携)

2 いじめ防止対策組織

既存の「いじめ・不登校対策委員会」を機能させ、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

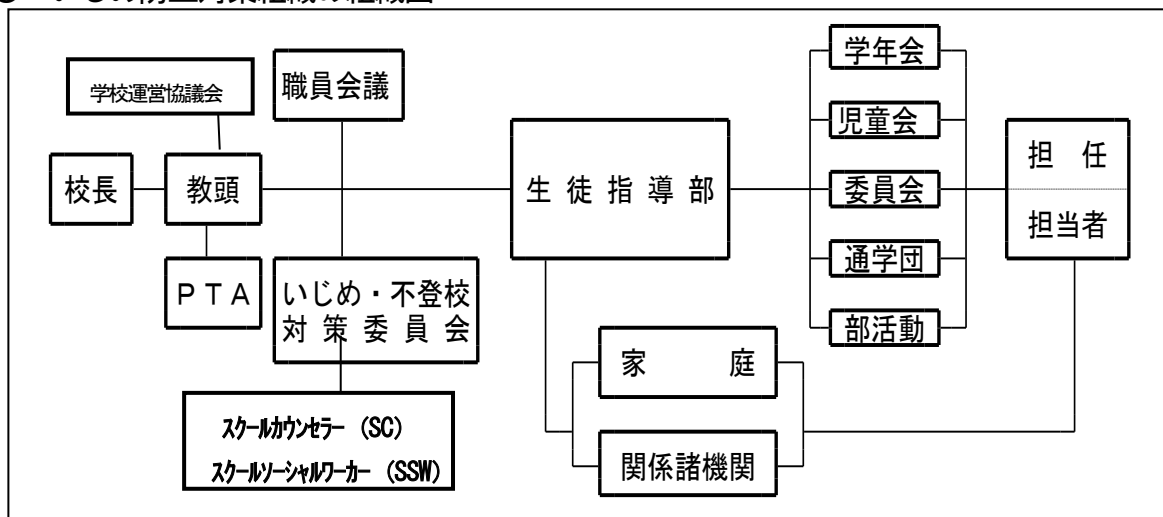
ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導や支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。

○ いじめ防止対策組織の組織図



- いじめ・不登校対策委員会の招集
校長・教頭・主幹・教務主任・校務主任・学年主任・生徒指導主事・保健主事
養護教諭・該当担任 場合によっては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

3 いじめの防止に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

○ 予防

- ・学級担任からの一言の工夫
心に響く話の工夫
- ・道徳の時間の工夫
児童に考えさせる経験を多く設定する。
- ・児童の様子を知る手だての工夫
担任と話しやすい関係づくり
(放課・給食・清掃時や委員会活動や部活動など)
- ・整った環境作りの推進
整理整頓された環境、掲示物の破損やごみがない環境等を、教師と児童が共に作り出す活動の工夫をする。
- ・保護者との良好な関係づくり
家庭と学校それぞれにおける様子について情報交換を実施(よいことも積極的に)

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教育相談を定期的実施(年3回)し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

○ 認識

- ・心身の健康の状態把握
保健室利用や欠席状況、遅刻・早退の状況、体重の変化、食生活、元気の有無、身なりの様子 等
- ・児童同士の活動状況の把握
友だち関係の変化、児童からの情報収集、面談 等
- ・保護者や地域からの情報収集
- ・教育相談
- ・いじめの段階把握

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童及び保護者には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ いじめの報告があり、調査の結果が報告内容と違う場合は、加害者と被害者をしっかりと見極め、間違った指導をすることがないように細心の注意を払う。

○ 対応

- ・当事者への聞き取り
- ・学年や学校全体での情報収集とまとめの一元化
- ・保護者からの情報把握
- ・指導及び今後の対処法の検討

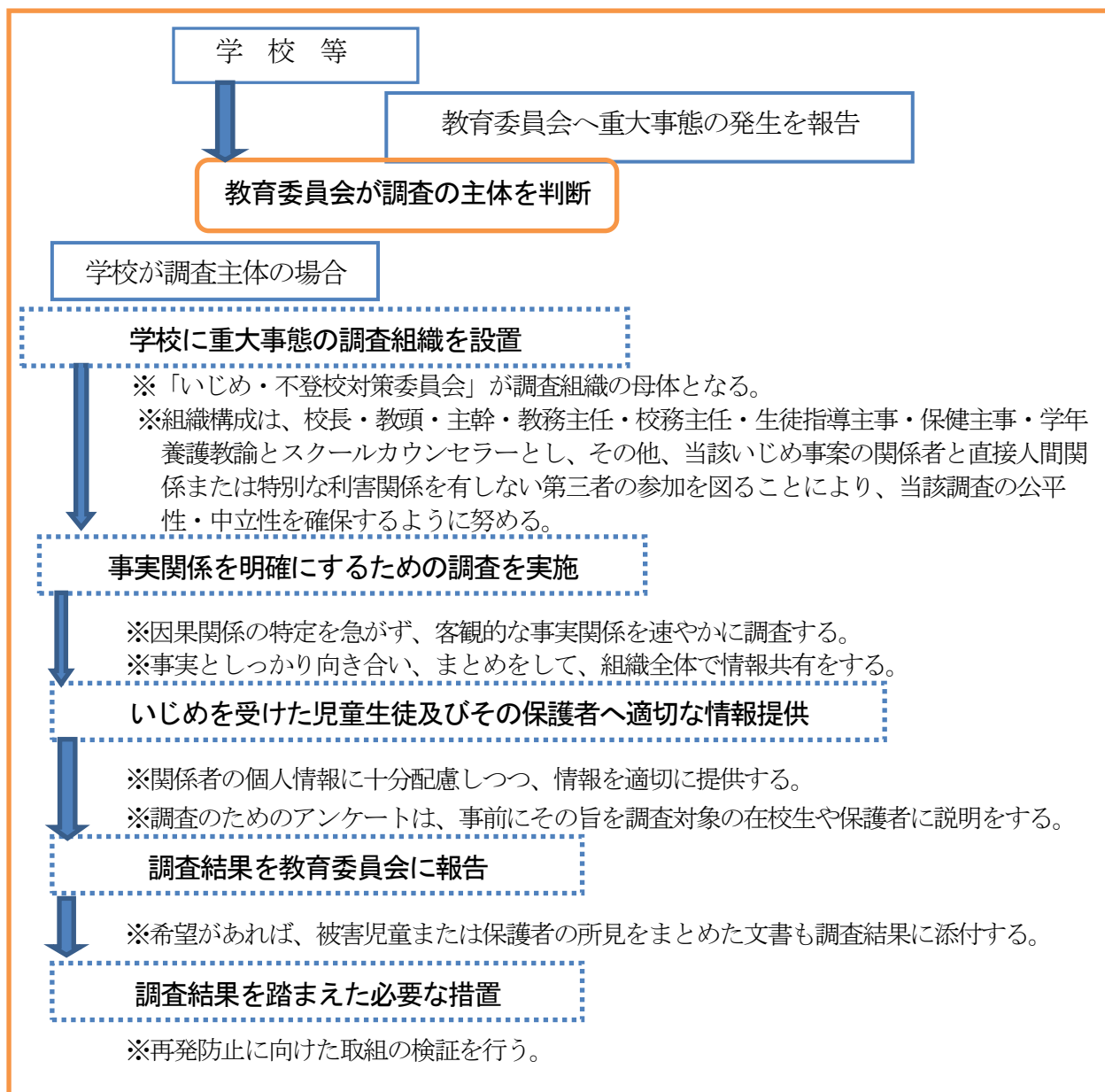
○ 支援

- ・指導後支援
当事者の様子を把握し、指導に当たる教員で情報共有しながら、被害児童はもちろん、加害児童にも支援する。
- ・家庭との連携
指導後の学校での様子を伝えるとともに、家庭での様子を把握し、必要な支援を保護者にも依頼する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を随時開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

【重大事態の対応フロー図】



5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) いじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施（7月、1月）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

＜取組の年間計画＞

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○生徒指導部会	○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会での「学校いじめ基本方針」の説明
5月		○生徒指導部会	○救急救命講習 ○運動会の取組	○QUの実施	○PTA委員会での情報交換
6月	C ↓ A		○学校保健委員会	○「心のアンケート」 ○教育相談月間	○学校運営協議会への報告
7月		○全教員による取組の反省 ○生徒指導部会	○情報モラル指導（ネットモラル） ○福祉実践教室	○QUの分析	○個人懇談会 ○PTA委員への学校評価アンケート
8月	P ↓ D	○反省のまとめと2学期への対策			
9月	C ↓ A	○現職研修(QUの分析について)		○身体測定	○学校評議員へ学校行事・授業公開
10月				○「心のアンケート」 ○教育相談月間	
11月	P ↓ P	○全教員による取組の反省		○QUの実施	○学校運営協議会へ学校行事・授業公開
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話）	○児童への学校評価アンケート	○個人懇談会
1月	P ↓ P		○保健指導（命の大切さ）	○身体測定 ○QUの分析	○保護者への学校評価アンケート
2月		○自己評価	○ゲーム集会（異学年交流）		○学校運営協議会への報告
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○6年生を送る会 ○6年生による奉仕作業		
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○縦割り班による清掃活動の充実（異学年交流） ○環境整備	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○PTA委員会での意見交換 ○ホームページや学校便り

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。